

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 外10名

被告 株式会社ベルカディア

答弁書

平成28年10月12日

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

松 尾 栄



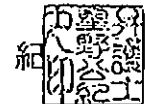
同

大 村 健



同

星 野 公



第1 本案前の答弁

- 1 原告特定非営利法人ひょうご消費者ネット(以下、「原告ひょうご消費者ネット」という)を除くその余の原告ら(以下、「個人原告ら」という。)の被告に対する請求を却下する
- 2 訴訟費用は個人原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

被告との間で募集型企画旅行契約を締結した者、又は締結することを被告に

申し込んだ者でなければ、差止請求訴訟における本案判決を受ける権利保護の利益があるとはいえず、個人原告らの内にこのような者は存在しないことから、個人原告らは訴えの利益を欠くものであり、却下されるべきである。

第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告ひょうご消費者ネットの請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告ひょうご消費者ネットの負担とする
との判決を求める。

第4 請求の原因に対する認否及び反論

「A：消費者契約法12条に基づく差止請求」について

1 「第1 当事者」について

- (1) 「1 原告ひょうご消費者ネットについて」について
認める。
- (2) 「2 被告について」について
認める。

2 「第2 事実関係」について

- (1) 「1 被告による「同意書」の取得」について

第1段落につき、認める。

第2段落につき、否認する。被告は現在、別紙契約条項目録1記載の内容の条項（以下、「本契約条項1」という。）が記載されている、同意書付の「イベント参加チケット」を使用していない。

- (2) 「2 原告ひょうご消費者ネットによる申入れ等」

認める。

- (3) 「3 本件契約条項2への変更予定について」について

被告が、原告ひょうご消費者ネットに対して甲6の4及び甲8記載のとおり回答したことは認め、その余は、否認する。被告は現在、別紙契約条項目録2記載の内容の条項（以下、「本契約条項2」という。）が記載されている、同意書付の「イベント参加チケット」を使用していない。被告が現在使用している同意書は、別紙同意書目録に記載された同意書（甲10）である。

(4)「4 41条書面の送付とこれに対する回答」について
認める。

3「第3 本件契約条項1の消費者契約法との抵触」について

被告は、既に、本件契約条項1を使用することを廃止していることから、本件契約条項1が消費者契約法に抵触することを理由とする差止等の請求は、そもそも失当であるが、原告ひょうご消費者ネットの主張について、以下のとおり認否する。

(1)「1 不実の告知」について

第1段落につき、法令の引用であり認否の対象ではないと考える。

第2段落から第7段落につき、否認ないし争う。

(2)「2 不当条項の使用」について

第1段落につき、法令の引用であり認否の対象ではないと考える。

第2段落につき、否認ないし争う。

第3段落につき、第1文は争わない。第2文は原告の指摘する判例が存在することは認否の対象ではないと考えるが、その余は否認ないし争う。

第4段落につき、争う。

(3)「3 本件契約条項1が記載された「イベント参加チケット」の破棄等」
について
争う。

4 「第4 本件契約条項2の消費者契約法との抵触」

被告は、現在使用する参加チケットにおいて、本件契約条項2を使用しておらず、今後も使用する予定もないことから、本件契約条項2が消費者契約法に抵触することを理由とする差止等の請求は、そもそも失当であるが、原告ひょうご消費者ネットの主張について、以下のとおり認否する。(なお、原告ひょうご消費者ネットは、甲8に「既に当社は本件契約条項1に代えて本件契約条項2を使用しています」と記載されていることから、被告が現在本件契約条項2を使用しているものと誤認しているものと考えられるが、原告ひょうご消費者ネットから被告に対する、被告が現在使用している「参加チケット」を原告ひょうご消費者ネットに送付する旨の要請(甲9)に対して、被告は原告ひょうご消費者ネットに対して、被告が現在使用している「イベント参加チケット」を送付しているとおりに(甲10)、当該「イベント参加チケット」において、既に本件契約条項2は使用していない。被告が現在使用している同意書は、本答弁書別紙同意書目録に記載された同意書(甲10)である。)

(1) 「1 不実の告知」について

否認ないし争う。

(2) 「2 不当条項の使用」について

否認ないし争う。

5 「第5 消費者契約法41に基づく事前の請求」について

認める。

6 「第6 まとめ」について

原告ひょうご消費者ネットの請求内容であり、認否の対象ではないと考える。

第5 個人原告らの請求に対する予備的答弁

「B：独占禁止法24条に基づく差止請求」について

個人原告らの被告に対する請求については主位的に本案前の抗弁を行っているものであるが、予備的に本案についての答弁も行う。

1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 個人原告らの請求を棄却する
- (2) 訴訟費用は個人原告らの負担とする
との判決を求める。

2 請求の原因に対する認否及び反論

(1) 「第1 原告らについて」について

否認する。被告の知る限り、個人原告らのうち、被告との間で募集型企画旅行契約を締結した者は存在しない。また、独占禁止法24条による差止請求を行うことができる「利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」とは、現在損害が生じていないが、近い将来において差止による救済が必要となる損害が生ずる蓋然性がある者をいうところ、個人原告らがこれに該当する者であることにつき、否認する。

(2) 「第2 優越的地位の乱用について」について

ア「1 消費者取引への適用」について

争う。

イ「2 優越的地位」について

第1段落につき、争う。

第2段落につき、第一文は不知。第2文は、認める。

第3段落及び第4段落につき、知らないし争う。

ウ「3 濫用」について

第1段落につき、否認する。被告は現在、本件契約条項1が記載された「イベント参加チケット」を使用していない。

第2段落につき、否認する。

第3段落につき、争う。

第4段落につき、知らないし争う。

第5段落につき、争う。

(3) 「第3 著しい損害の発生又はそのおそれ」について

知らないし争う。独占禁止法24条の要件である「著しい損害の発生又はそのおそれ」とは、独占禁止法違反行為によって回復しがたい損害が生じる場合や、金銭賠償では救済として不十分な場合等がこの要件に該当するところ、そもそも訴状において、個人原告らは何をもって「損害」と捉えているかが不明であるため、まずはこの点を明らかにされたい。また、仮に個人原告らの主張する、「泣き寝入りがあったん生じてしまう」という状態をもって「損害」であるとするとしても（これがそもそも損害に該当するかの点はさておき、）、これは、あくまで被告に対する損害賠償請求権を、一般消費者がその時点において行使していないという状態に過ぎず、一般消費者が損害賠償請求権を行使しさえすれば、被告が本来負うべき標準旅行業約款等に基づく損害賠償責任は果たされ、一般消費者は金銭賠償を受けることができるため、著しい損害の発生又はそのおそれはない。

(4) 「第4 まとめ」について

争う。

第6 被告の主張

原告は、本件訴訟において、被告が本件契約条項1又は本件契約条項2が記載される「イベント参加チケット」を、被告と募集型企画旅行契約を締結した一般消費者に対して送付し、当該「イベント参加チケット」の同意書欄に署名をすることを求めていることを差止請求の根拠とするものであるが、被告は現在、本件契約条項1又は本件契約条項2が記載される「イベント参加チケット」を使用しておらず、今後も使用する予定もないことから（甲10）、原告の請求は失当である。

第7 その他

原告ら提出の平成28年9月1日付け証拠説明書において、3頁の甲5の4の立証趣旨欄記載の甲7の3は甲6の3、甲6の1の立証趣旨欄記載の甲6の1は甲5の1、甲6の2の立証趣旨欄記載の甲6の2は甲5の2、甲6の3の立証趣旨欄記載の甲6の3は甲5の3、甲6の4の立証趣旨欄記載の甲6の4は甲5の4、証拠説明書4頁の甲11の1の立証趣旨欄記載の甲12の2は甲11の2であると考えられる。しかしながら、平成28年9月1日付け証拠説明書の記載のままでは、立証趣旨が意味を成していないものと考えられるため、原告らにおいて、平成28年9月1日付け証拠説明書につき、差し替えを行うことを検討されたい。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付属書類

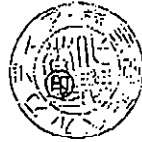
訴訟委任状

1通

同意書目録

同意書

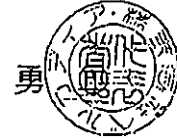
私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。



訴訟委任状

平成28年 9月30日

住所 奈良市高畑町1200番地の9

委任者 株式会社ベルカディア
代表取締役社長 辰野 勇

当社は、東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階TMI 総合法律事務所（電話番号03-6438-5511、FAX番号03-6438-5522）弁護士松尾栄蔵、同大村健及び同星野公紀を訴訟代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

記

第1 事件

- 1 当事者 原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
外10名
被告 株式会社ベルカディア
- 2 裁判所 神戸地方裁判所
- 3 事件の表示 平成28年（ワ）第1708号
不実告知等差止請求事件

第2 委任事項

- 1 上記事件に関する一切の訴訟行為を代理する権限
- 2 反訴の提起
- 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退
- 4 弁済金物の受理、保管金納入及び受領
- 5 控訴、上告、上告受理の申立て若しくは抗告又はこれらの取下げ
- 6 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- 7 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 8 復代理人の選任

以上